

# 所得税制改革による再分配効果の検証

—所得分布の影響を考慮して—

## Inspection of Redistribution Effect by Reforming of Personal Income Tax

鈴木靖法

This paper analyzes the effects of income tax redistribution following the reform of personal income tax laws in 1989. The redistribution effect is affected by not only the reforming of the tax system, but also the changing of income distribution. Therefore, when considering the effect of the reform of the tax system, the redistribution effect affected by changing of income distribution was disregarded. Data analysis shows that redistribution effect declined according with reform of the tax system in 1995, 1999 and 2007.

Yasunori Suzuki

JEL : H23

キーワード：所得税、再分配効果、税制改革、所得分布

Key words : personal income tax, redistribution effect, reform of taxation system, income distribution

### 1. はじめに

政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(2007)では、「個人所得税(所得税・個人住民税)については、課税最低限の引上げ、税率の引下げやその適用範囲(ブラケット幅)の拡大を通じ、累次の累進緩和が行われてきた。その結果(中略)所得再分配機能が低下している」とされている。

所得分配は、市場に任せておくだけでは、格差が拡大し、個人の方だけでは、その格差を縮小することができないほどに広がってしまう。そこで、政

府による再分配政策が必要になる。その政府介入の方法として、相続税・贈与税、生活保護などあるが、その中でも、所得税が果たす役割は大きい。しかし、政府税制調査会では所得税の再分配機能が低下しているとされている。

そこで、本稿では、政府税制調査会で述べられたように、所得税の再分配機能は本当に低下しているのか、また、実際に再分配効果が低下しているのであればその要因は何かを明らかにする。

また、再分配効果の変動要因を明らかにする際に、税制改革がその要因の一つになっていると考えられるが、所得分布が変化することによっても、再分配効果に対して影響を及ぼすので、正確に税制改革による再分配効果の変動を把握するために、所得分布の影響を除去した上で、所得税による再分配効果の変動要因を明らかにする。

本稿では、所得控除などのデータを入手でき、個人における所得の中核をなす給与収入に対する源泉所得税を分析の対象とする。そして、所得税は、個人に対して課税されるため、世帯単位ではなく、個人単位の再分配効果について分析を行う。

## 2. 再分配効果の計測方法と計測結果

### (1) ジニ係数 $R$ と再分配係数 $r$

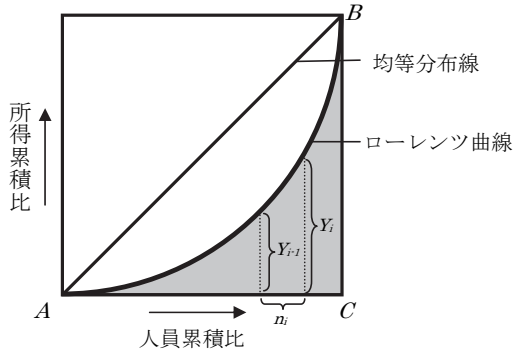
本稿では、不平等度を測る指標として、ジニ係数  $R$  を用いる。ジニ係数  $R$  は、図 1 のローレンツ曲線と均等分布線に囲まれた部分の面積の三角形  $ABC$  に対する比率と定義される。

図 1 の三角形  $ABC$  からローレンツ曲線より下の灰色の部分の面積を引くことによって、ローレンツ曲線と均等分布線に囲まれた部分の面積を求め、それを三角形  $ABC$  で除すことによって、ジニ係数を算定することができる。したがって、(1) 式によってジニ係数  $R$  を算定することとする。

$$R = 1 - \sum [n_i (Y_i + Y_{i-1})] \quad (1)$$

$n$  は人員構成比、 $Y$  は所得累積比、下付きの  $i$  は所得階級を示す。人員構成比は、全人員に占める第  $i$  階層の人員の割合を示し、所得累積比とは、第  $i$  階層ま

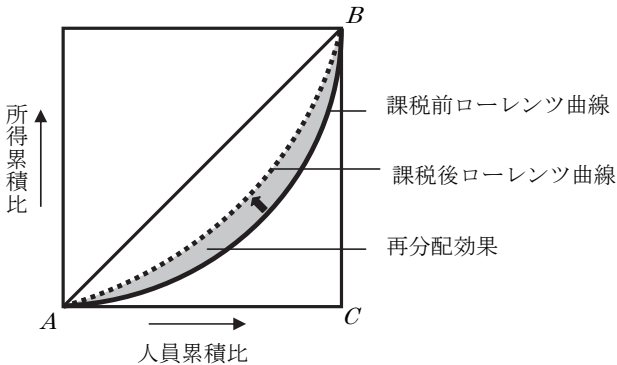
図1 ローレンツ曲線とジニ係数



での、所得構成比をすべて足し合わせたものを示す。ジニ係数  $R$  は、完全に平等であればゼロ、完全に不平等であれば1の値をとる。

次に、再分配効果の大きさを示す指標として再分配係数  $r$  を用いる。図2の灰色の部分再分配効果と考える。

図2 再分配効果



そして、再分配係数  $r$  は (2) 式によって求める。

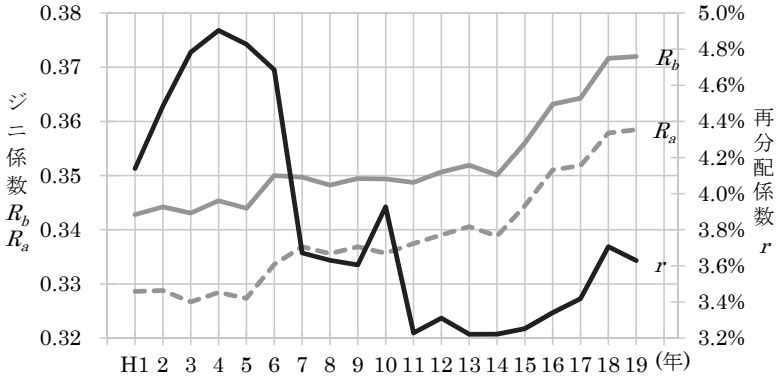
$$r = \frac{R_b - R_a}{R_b} \quad (2)$$

(2) 式の  $R_b$  は課税前ジニ係数、 $R_a$  は課税後ジニ係数を示し、課税前と課

税後のジニ係数の低下率を再分配効果の大きさを表す再分配係数  $r$  とする。

統計資料は、『税務統計から見た民間給与の実態』を用い、(1)式(2)式によって求めたジニ係数  $R$  と再分配係数  $r$  の推移を示したものが、図3である。

図3 ジニ係数  $R_b \cdot R_a$  と再分配係数  $r$  の推移



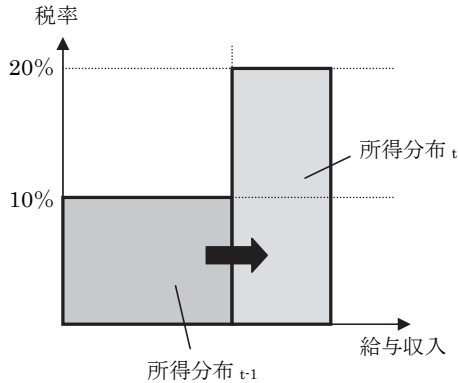
課税前ジニ係数  $R_b$  は、平成元～5年は横這いであるが、平成6年に少し上昇し、そこから、平成14年までは、横這いで推移し、平成15～19年は、上昇傾向となっている。

再分配係数  $r$  は、平成元～4年は、上昇し、そこから、平成9年まで低下する。平成10年に一旦上昇するが平成11年には低下し、そこから、平成14年までは、横這いで推移する。平成14年以降は、上昇に転じ、平成19年では、低下している。

(2) 所得分布の変化による影響の除去

所得税の再分配効果に関する研究は、これまでも多く行われてきた。近年では、林(2000)、大垣(2008)などあるが、所得分布の影響を除去して、再分配効果の変動要因を分析した研究はほとんどない。税制の所得再分配効果は、所得分布と深く関わり合って、その効果が生じるのであるが、税制改正による再分配効果の変動をみるためには、所得分布の影響を除去しなければ税制のみによる影響を正しく把握することができない。例えば図4のように、所得が同程度の割合だけ上昇したとしても、ジニ係数  $R$  ではその変化

図4 所得分布の変化



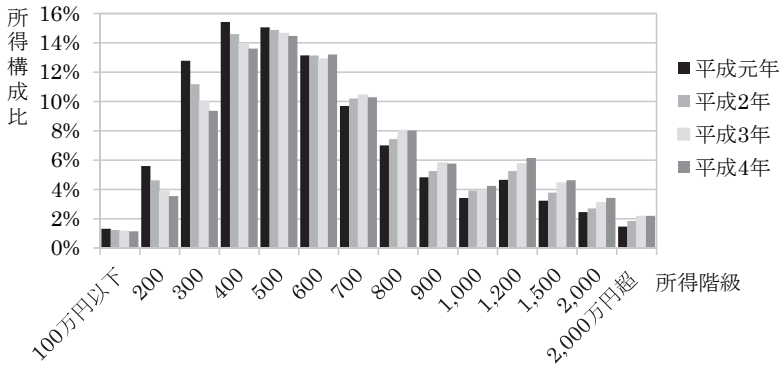
が現れないが、再分配係数  $r$  は、所得分布が移動したことによって高くなる場合がある。実際にこのような所得分布の移動があったのが平成元～4年である。この期間においては、再分配係数  $r$  は上昇しているが、税制改正はなく、課税前ジニ係数  $R_0$  の推移もほとんど横ばいである。その所得分布の変化を示したものが図5<sup>1)</sup>である。

この図5を見ると、所得分布が高い階層に徐々に移動したことによって、税制改正がほとんどないにも関わらず、高い限界税率が適用されるようになり、図3のように再分配係数  $r$  が上昇したのである。

このように所得分布の変化が税制改正と同時に起こったとすれば、税制改正による再分配効果の変動を正しく把握できないことになる。そこで、貝塚・新飯田(1965)では、所得分布の影響を除去して、税制のみの影響を取り出すことを試みている。その方法は、再分配効果の変化を見たい年と、比較したい年の実効税率を求めて、所得分布と実効税率を入れ替えて、所得分布の影響を除去し、税制の影響のみを取り出している。

1) 図5の所得階級は、「200」は「100超～200万円以下」、「300」は「200超～300万円以下」、「400」は「300超～400万円以下」、「500」は「400超～500万円以下」、「600」は「500超～600万円以下」、「700」は「600超～700万円以下」、「800」は「700超～800万円以下」、「900」は「800超～900万円以下」、「1,000」は「900超～1,000万円以下」、「1,200」は「1,000超～1,200万円以下」、「1,500」は「1,200超～1,500万円以下」、「2,000」は「1,500超～2,000万円以下」を示す。

図 5 平成元～4年の所得構成比



出所)『税務統計から見た民間給与の実態』より作成。

表 1 所得分布による影響の除去

所得分布 $Y_t$	実効税率 $T_t$	再分配係数
$Y_{1954}$	$T_{1954}$	$r_1$
$Y_{1954}$	$T_{1958}$	$r_2$
$Y_{1958}$	$T_{1954}$	$r_3$
$Y_{1958}$	$T_{1958}$	$r_4$

表 1 は、その研究において、実際に分析された年である。

再分配係数  $r_1$  と  $r_4$  は、1954 年と 1958 年の所得分布に対して、それぞれの年の税制が適用され、計測された再分配係数  $r$  であるので、元のデータから求めることができる。

しかし、再分配係数  $r_2$  と  $r_3$  は元のデータから求めることができない。そこで、まず、1954 年と 1958 年の所得階級別の実効税率を計算し、 $r_2$  を得る場合には、1954 年の所得分布に対して、1958 年の実効税率を適用することで求めることができる。そして、 $r_3$  を得る場合には、1958 年の所得分布に対して、1954 年の実効税率を適用すれば求めることができる。

以上によって、 $r_1 \sim r_4$  の再分配係数を得ることができる。そして、税制改正のみによる再分配効果の変動を見たい場合には、 $r_1$  と  $r_2$ 、または、 $r_3$

と  $r_4$  を比較することによって税制の影響を見ることができる。 $r_1$  と  $r_2$  の比較においては、所得分布は 1954 年の所得分布に固定されているが、実効税率は 1954 年と 1958 年になっているので、税制が変化したことによる影響を見ることができる。また、 $r_3$  と  $r_4$  の場合には、所得分布は、1958 年に固定され、実効税率は、1954 年と 1958 年になっているので、税制改正のみによる再分配効果の変動を取り出すことができる。

さらに、この方法では、所得分布の変化によって引き起こされた再分配効果の変動を見ることがもできる。 $r_1$  と  $r_3$  の、実効税率は、1954 年で固定され、所得分布は、1954 年と 1958 年になっているので所得分布が変化したことによる再分配効果の変動を見ることができる。また、 $r_2$  と  $r_4$  も、同様に、実効税率は、1958 年に固定され、所得分布は、1954 年と 1958 年になっている

表 2 所得分布による影響の除去

(a) 平成6と平成7年

$Y_t \times T_t$	ジニ係数 $R$		再分配係数 $r$	
	$R_b$	$R_a$		
$Y_6 \times T_6$	0.34978	0.33343	$r_1$	4.6737%
$Y_6 \times T_7$	0.34978	0.33707	$r_2$	3.6334%
$Y_7 \times T_6$	0.34969	0.33320	$r_3$	4.7159%
$Y_7 \times T_7$	0.34969	0.33686	$r_4$	3.6701%

(b) 平成10年と平成11年

$Y_t \times T_t$	ジニ係数 $R$		再分配係数 $r$	
	$R_b$	$R_a$		
$Y_{10} \times T_{10}$	0.34937	0.33565	$r_1$	3.9268%
$Y_{10} \times T_{11}$	0.34937	0.33818	$r_2$	3.2040%
$Y_{11} \times T_{10}$	0.34872	0.33492	$r_3$	3.9581%
$Y_{11} \times T_{11}$	0.34872	0.33746	$r_4$	3.2286%

(c) 平成18年と平成19年

$Y_t \times T_t$	ジニ係数 $R$		再分配係数 $r$	
	$R_b$	$R_a$		
$Y_{18} \times T_{18}$	0.37163	0.35786	$r_1$	3.7061%
$Y_{18} \times T_{19}$	0.37163	0.35812	$r_2$	3.6363%
$Y_{19} \times T_{18}$	0.37196	0.35819	$r_3$	3.7031%
$Y_{19} \times T_{19}$	0.37196	0.35846	$r_4$	3.6293%

ので、所得分布の影響のみを見ることができる。

本稿でも同様の手法を用いて、税制の影響のみを取り出し、再分配効果の変動要因を明らかにする。

税制改正が行われた平成 7 年、平成 11 年、平成 19 年について税制の影響と、所得分布の影響を分離した結果が表 2 である。

まず、表 2 (a) は、平成 6～7 年<sup>2)</sup>の再分配効果の変動を要因分解したものである。 $r_1$  と  $r_4$  は元のデータから求めた。 $r_2$  は、平成 6 年の所得分布に対して、平成 7 年の階級別実効税率をかけて税額を算定し、再分配係数  $r$  を求めた。 $r_3$  は、平成 7 年の所得分布に対して、平成 6 年の階級別実効税率をかけて税額を算定し、再分配係数  $r$  を求めた。税制改正のみによる再分配効果の変化は  $r_1$  と  $r_2$  の比較、または、 $r_3$  と  $r_4$  の再分配係数を比較することによって明らかになる。そして、所得分布の変化のみによる再分配効果の変化は、 $r_1$  と  $r_3$  の比較、または、 $r_2$  と  $r_4$  を比較することによって明らかになる。そうすると、税制改正による再分配効果の低下が大きく、所得分布の変化による再分配効果の上昇は小さく、図 3 における再分配効果の低下は、ほとんど税制改正によるものであるといえる。

次に、平成 10～11 年の推移を見る。図 3 では、再分配係数  $r$  は、大きく低下している。表 2 (b) が平成 10～11 年の再分配効果の変動を要因分解したものである。この場合も平成 6～7 年と同じようにして、 $r_1$ ～ $r_4$  の再分配係数  $r$  をもとめた。これによれば、図 3 の再分配係数  $r$  の低下と同様に、税制改正によって再分配効果が低下したことを示している。

一方、所得分布の変化による再分配効果の変動は、 $r_1$  と  $r_3$ 、または、 $r_2$  と  $r_4$  を比較すると、わずかながら上昇を示している。これは、平成 6～7

---

2) 実効税率を異なる年に適用する際には、所得階級の分割の仕方が一致していなければならないが、『税務統計から見た民間給与の実態』の平成 6 年と平成 7 年における 1,000 万円超の所得階級の分割の仕方が一致していない。そこで、平成 6 年の「1,000 超～1,200 万円以下」の所得階級と「1,200 超～1,500 万円以下」の所得階級を統合して「1,000 超～1,500 万円以下」の所得階級とし、平成 7 年の「2,000 超～2,500 万円以下」の所得階級と「2,500 万円超」の所得階級を統合して、「2,000 万円超」の所得階級とした。これによって、平成 6 年と平成 7 年の所得階級の不一致を解消した。



年の場合も同様であるが、給与収入の増加によって、より高い限界税率が適用されるようになり、再分配効果の上昇に寄与したものと考えられる。

最後に、平成 18～19 年の推移を見ておく。図 3 を見ると、平成 19 年に再分配係数  $r$  は低下している。課税前ジニ係数  $R_b$  に関しては、平成 14 年以降上昇傾向にあり、所得分布が大きく変化している可能性がある。

所得分布の影響を取り除いた税制改正による再分配係数  $r$  の変化は表 2 (c) であるが、図 3 の再分配係数  $r$  の低下と同様に低下を示している。そして、税制の影響を取り除いた所得分布の変化による再分配係数  $r$  の変化も、わずかであるが低下を示している。つまり、この所得分布の変化は、高い限界税率が適用される所得が減少したことによって再分配効果の低下に寄与したと考えられる。

### 3. 所得税制による再分配効果の変動要因分析

3 章では、税制による再分配効果の変動を中心に見ていく。

所得税の税額は、基礎控除や配偶者控除、扶養控除などの人的控除、そして給与所得控除や社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を当初所得から控除し、その所得に限界税率をかけることによって決定する。したがって、税率構造の累進度だけが再分配効果に影響を及ぼすだけでなく、所得控除も影響を及ぼすのである。

平成元年以降、表 3 のような税制改正が行われた。税率構造の改正が再分配効果に対して大きな影響があると考えられるので、本稿では、税率構造の改正が行われた年を中心に再分配効果の変動要因を詳細に見ていくこととする。

#### (1) 税率構造の影響

図 6 は、平成元年以降の税率構造の変遷を表している。

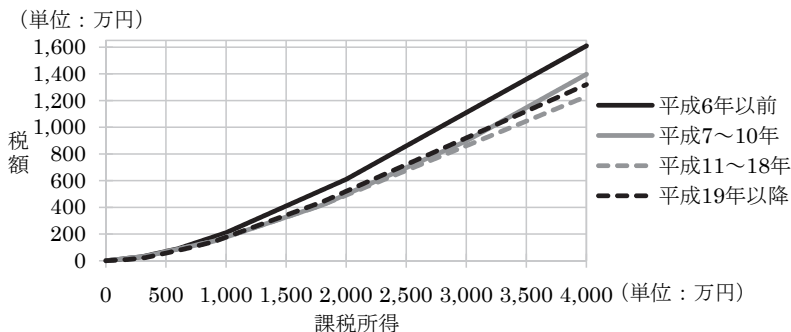
黒い実線で描かれた線は、平成 6 年以前の税率構造を示し、平成 7 年の税制改正によって、灰色の実線で描かれているような税率構造となった。累進度が高まれば、低所得階層と高所得階層における税額の差が大きくなるために、課税後所得の差が小さくなるので、再分配効果も高まるのであるが、平

表 3 税制改正一覽

項目	給与所得控除		所得控除				税率構造		特別減税	
	給与収入	控除率	基礎控除 控除金額	配偶者控除 項目	控除金額	扶養控除 項目	控除金額	課税所得		
平成元年	165万円以下	40%	35万円	一般 老人一般	35万円 45万円	一般扶養親族	35万円	300万円以下	10%	/
	330万円以下	30%				特定扶養親族	45万円	600万円以下	20%	
	600万円以下	20%				老人扶養親族	45万円	1,000万円以下	30%	
	1,000万円以下	10%				同居老親	55万円	2,000万円以下	40%	
1,000万円超	5%					2,000万円超	50%			
最低控除額		65万円								
平成5年	同上		同上			一般扶養親族 ※特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親	35万円 50万円 45万円 55万円	同上		
平成6年	同上		同上			同上		同上		定率減税 減税率 200万円 上限 20%
平成7年	180万円以下	40%	38万円	一般 老人一般	38万円 48万円	※一般扶養親族	38万円	330万円以下	10%	定率減税（平成7～8年） 減税率 15% 上限 5万円
	360万円以下	30%				※特定扶養親族	53万円	900万円以下	20%	
	600万円以下	20%				※老人扶養親族	48万円	1,800万円以下	30%	
	1,000万円以下	10%				※同居老親	58万円	3,000万円以下	40%	
1,000万円超	5%						50%			
最低控除額		65万円								
平成10年	同上		同上			一般扶養親族 ※特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親	38万円 58万円 48万円 58万円	同上		定額減税 控除対象者 減税額 本人 1.8万円 控除対象配偶者 扶養親族1人につき 0.9万円
平成11年	同上		同上			一般扶養親族 ※年少扶養親族 ※特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親	38万円 48万円（新設） 63万円 48万円 58万円	330万円以下 900万円以下 1,800万円以下 1,800万円超	10% 20% 30% 37%	定率減税（平成11～17年） 減税率 20% 上限 25万円
平成12年	同上		同上			一般扶養親族 ※年少扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親	38万円 廃止 63万円 48万円 58万円	同上		同上
平成18年	同上		同上			同上		同上		定率減税 減税率 10% 上限 12.5万円
平成19年	同上		同上			同上		195万円以下 330万円以下 635万円以下 900万円以下 1,800万円以下 1,800万円超	5% 10% 20% 23% 33% 40%	

注) 扶養控除の※印は改正された項目を示す。

図 6 累進度の変化



成7年の税制改正によって累進度が大きく低下している。表3を見ると、最低税率10%が適用されるブラケットが300万円以下から330万円以下に広げられ、20%が適用されるブラケットも300超～600万円以下から330超～900万円以下に拡大され、そして、30%が適用されるブラケットも600万円超～1,000万円以下から900超～1,800万円以下に拡大された。さらに、40%や50%が適用されるブラケットは、1,800万円を超える所得に適用されるような税率構造に改正されたことによって、ほとんどの所得者が30%以下の税率が適用されるだけで済んでしまうようになったのである。これによって、図6のような累進度の大幅な低下となり、再分配効果が低下したのである。

平成11年の税制改正による累進度は、図6の灰色の点線によって描かれている最も低いものである。この税制改正では、表3に示されているように、税率構造が5段階から、4段階になっている。1,800万円以下の所得に関しては、ブラケット幅、限界税率ともに変化はない。しかし、1,800万円を超える所得に対して、平成10年までは、40%あるいは50%の限界税率が適用されることになっていたのであるが、平成11年の税制改正によって、37%となり、高所得者ほど減税されたために、累進度がさらに低下したのである。これが、平成11年における再分配効果のさらなる低下をもたらしたと考えられる。

平成19年の税制改正による累進度は、図6の黒い点線で描かれている。表3にあるように、税率構造が4段階から6段階に増えている。そして、最低税率は10%から5%に引き下げられ、ブラケットが330万円以下から195万円以下に縮小されている。さらに、最高税率が適用されるのは、1,800万円を超える所得で変わらないが、税率は37%から40%に引き上げられている。そして、全体的にブラケットの幅が縮小している。これらによって、累進度が図6のように上昇したのである。しかし、税率構造の累進度が高まれば、再分配効果も上昇すると考えられるが、図3を見ると低下しているし、表2(c)で、所得分布の影響を除去したとしても、税制の影響によって再分配効果が低下していることが示されている。これについては、(4)の「実効税

率の変化」のところで述べる。

## (2) 各種所得控除の影響

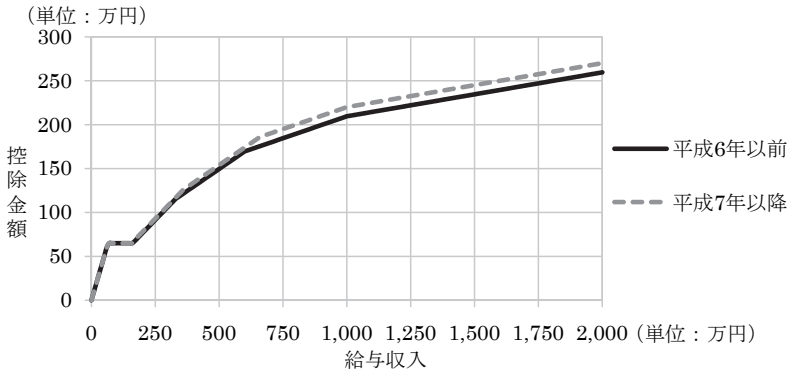
### ① 給与所得控除

給与所得控除の控除金額は給与収入金額に応じて決定され、その控除金額を給与収入から控除する制度である。したがって、給与所得控除の改正は、給与所得者間の所得再分配に対して大きな影響を及ぼす。

表3のように給与所得控除は、平成7年に改正されたことによって図7のような変化した。

表3によると、最高の控除率が適用されるのが、165万円以下から180万円以下に引き上げられ、それとともに、次の控除率である30%、その次の控除率の20%が適用される所得額も引き上げられている。低所得者に有利なように思えるが、この改正は高所得者にもその恩恵が及ぶ。なぜなら、高所得者も最高の控除率を受けることができるからである。そして、最高の控除率が適用される所得の幅が165万円以下から180万円以下に広がったとしても、165万円以下の給与所得者に対する控除金額は大きくならない。したがって、この給与所得控除の改正は高い限界税率が適用される所得を欠落させ再分配効果の低下に寄与したと考えられる。

図7 給与所得控除の変化



## ② 基礎控除

基礎控除は、他の所得控除とは異なり、適用要件がなく、全所得者に一定金額の所得控除が認められる制度である。

基礎控除は、平成7年に、35万円から38万円に引き上げられた。給与所得控除に関してもいえることであるが、所得控除による減税額は、控除金額に、所得者の最も高い限界税率を掛けたものによって決まる<sup>3)</sup>。累進税率構造となっている場合、高い限界税率が適用される所得のある方が、減税額が大きくなり、給与収入に対する減税額が低所得者より高所得者の方が大きくなるのであれば、基礎控除の引き上げは、低所得者より高所得者の方がその恩恵を大きく受けることによって、再分配効果が小さくなってしまう場合もありうる。

## ③ 配偶者控除・扶養控除

配偶者控除は、所得者に控除対象配偶者がいる場合に一定金額の所得控除が認められる制度である。そして、扶養控除は、所得者に、控除対象扶養親族がいる場合に、一人につき一定金額の所得控除が認められる制度で、扶養親族の年齢などによって控除金額が異なる。

配偶者控除は、平成7年において、3万円増額された。そして、扶養控除は、平成5年に特定扶養親族の控除金額が5万円増額され、平成7年に、それぞれの扶養控除金額が3万円増額され、平成10年には、さらに、特定扶養親族の控除金額が5万円増額され、平成11年には、年少扶養親族がいる場合に48万円の控除が認められるようになり、この年においても、特定扶養親族の控除金額が5万円増額された。

表4は、平成6年と平成7年における階級別控除対象配偶者数の階級別給与所得者数に対する割合を示し、表5は、平成6、7、10、11年における階級別控除対象扶養親族数の階級別給与所得者数に対する割合を示している。

表4を見ると、1,000超～1,500万円以下の所得階級で最も多く、高所得階級の方が低所得階級よりも控除対象配偶者が多いことが分かる。

---

3) 石弘光(1976)が詳しい。

表 4 階級別控除対象配偶者数の階級別給与所得者数に対する割合

所得階級	平成6	平成7年
100万円以下	0.02	0.03
100超～200万円以下	0.06	0.07
200超～300万円以下	0.12	0.09
300超～400万円以下	0.22	0.17
400超～500万円以下	0.36	0.34
500超～600万円以下	0.48	0.47
600超～700万円以下	0.56	0.57
700超～800万円以下	0.59	0.62
800超～900万円以下	0.63	0.64
900超～1,000万円以下	0.65	0.67
1,000超～1,500万円以下	0.68	0.70
1,500超～2,000万円以下	0.61	0.64
2,000万円超	0.53	0.46

出所)『税務統計からみた民間給与の実態』より作成。

表 5 階級別控除対象扶養親族数の階級別給与所得者数に対する割合

所得階級	一般扶養親族		特定扶養親族				年少扶養親族
	平成6年	平成7年	平成6年	平成7年	平成10年	平成11年	平成11年
100万円以下	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01
100超～200万円以下	0.09	0.06	0.03	0.02	0.02	0.02	0.04
200超～300万円以下	0.16	0.12	0.04	0.03	0.03	0.04	0.08
300超～400万円以下	0.32	0.28	0.06	0.05	0.04	0.05	0.18
400超～500万円以下	0.60	0.57	0.09	0.09	0.09	0.10	0.38
500超～600万円以下	0.79	0.78	0.14	0.16	0.14	0.16	0.58
600超～700万円以下	0.87	0.90	0.21	0.25	0.23	0.23	0.69
700超～800万円以下	0.81	0.87	0.27	0.35	0.31	0.32	0.64
800超～900万円以下	0.75	0.83	0.32	0.42	0.38	0.40	0.59
900超～1,000万円以下	0.72	0.81	0.36	0.43	0.41	0.41	0.64
1,000超～1,500万円以下	0.64	0.71	0.42	0.50	0.48	0.46	0.48
1,500超～2,000万円以下	0.73	0.64	0.42	0.52	0.49	0.42	0.38
2,000万円超	0.65	0.55	0.34	0.35	0.29	0.34	0.29

出所)『税務統計から見た民間給与の実態』より作成。

表 5 の扶養控除においては、平成 6・7 年の一般扶養親族、平成 11 年の年少扶養親族数は、600 万円超～700 万円以下の所得階級で最も多く、中・高所得階級の方が低所得階級よりも控除対象人数が多い。そして、特定扶養親族の場合はその傾向が顕著にみられ、1,000 万円を超える所得階級で最も多く、高所得階級で控除対象者が多い。特定扶養親族は、16 歳以上 23 歳未満の扶養親族のことをいい、一般扶養親族がいる場合よりも高い金額を控除することができる。

扶養控除も基礎控除と同様に所得控除であるので、控除金額に、その所得者の最も高い限界税率を掛けたものが減税額となる。その高い限界税率が適用されるのは高所得者で、減税額の給与収入に対する割合が低所得者より高

所得者の方が高ければ、再分配効果を弱めることになる。そして、基礎控除は、全所得者に認められるのに対し、扶養控除が認められるのは、中・高所得者に多い。したがって、扶養控除の増額は、中・高所得者の課税所得を小さくするために、高い限界税率が適用される所得が欠落し、中・高所得者の課税後所得の減少を抑制したことによって、基礎控除の増額以上に、再分配効果を低下させたと考えられる。

### (3) 特別減税の影響

平成元年以降における所得税の特別減税は、所得控除とは異なり、算定された税額から一定率、あるいは、一定額を控除する形をとっている。平成6年に減税率20%、上限200万円の定率減税、平成7年と平成8年に減税率15%、上限5万円の定率減税、平成10年に本人1.8万円、控除対象配偶者0.9万円、扶養親族1人につき0.9万円の定額減税、平成11～17年に減税率20%、上限25万円の定率減税、平成18年に減税率10%、上限12.5万円の定率減税が導入されている。

まず、平成6～7年の再分配効果は低下しているのであるが、第2章で述べたように、所得分布の影響を除去したとしても税制の影響によって再分配効果が低下していた。これは、平成7年において、税率構造のフラット化や、所得控除の増額などの税制改正が行われたことによって、再分配効果が大きく低下したことを述べた。しかし、計測された再分配効果は特別減税が含まれている結果であり、もし特別減税がなかった場合、さらに再分配効果は低下していた可能性がある。

それは、平成6年の定率減税は、減税率20%で、平成7年は15%と引き下げられているが、控除金額の上限は、200万円から5万円と大幅に引き下げられているからである。これによって、定率減税が15%であるとしても、高所得者にとっては、5万円しか控除されなくなり、低所得者の方が有利な特別減税となっている。

したがって、平成7年に再分配効果を大きく引き下げるような税制改正が行われたのであるが、定率減税の影響によって、さらに大きな再分配効果の低下とはならなかったと考えられる。

平成 10～11 年にかけても再分配効果は大きく低下している。これは、平成 10 年の特別減税は、定額減税で、平成 11 年の特別減税は定率減税であることが再分配効果の低下要因になったと考えられる。

定率減税は、上限がなかった場合、どのような所得者も同じ減税率だけ税額から控除される。一方、定額減税は、低所得者も高所得者も同じ金額が控除されるので、減税額の給与収入に対する割合が高所得者よりも低所得者の方が大きくなる。つまり、定率減税より定額減税を導入した場合の方が大きな再分配効果もたらすのである。したがって、定額減税から定率減税に変更したことが、再分配効果の低下に寄与したと考えられる。

平成 18～19 年においては再分配効果は低下しているのであるが、平成 19 年の税制改正によって、税率構造の累進度が上昇するような税制改正が行われた。それによって、再分配効果は上昇するように思われるが、この期間、再分配効果は低下している。第 2 章で述べたように、所得分布の影響によっても、再分配効果が低下しているのであるが、その影響は小さく、税制の影響の方が大きいことが示されている。しかし、定率減税の廃止も再分配効果を上昇させる要因になったと考えられる。

#### (4) 実効税率の変化

平成 7 年においては、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除が増額され、税率構造がフラット化されたことで、高所得者ほど減税され、図 8(a) のように、実効税率が、高所得者ほど低下したことによって、再分配効果が低下した。しかし、所得分布と特別減税の影響によって、税制による再分配効果の低下が抑制されていた可能性がある。

平成 11 年では、所得分布は再分配効果を上昇させるように寄与していたものの、所得控除がさらに増額されたことと、税率構造がさらにフラット化されたこと、そして、定額減税が、定率減税に変更されたことによって、ここでも図 8 (b) のように高所得者ほど実効税率が低下する結果となり、再分配効果が低下していた。

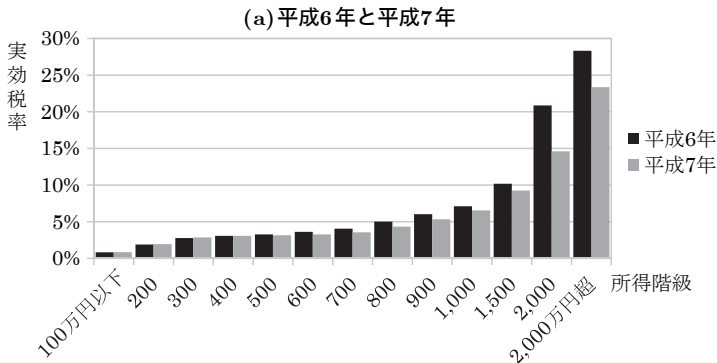
平成 19 年では、所得分布は再分配効果を低めるように変化したのが、税制に関しては、累進度が強化されるような改正が行われていた。しかし、図 8 (c)



のような実効税率となり、低い所得階級での再分配が行われにくくなったために、再分配効果が低下したと考えられる。

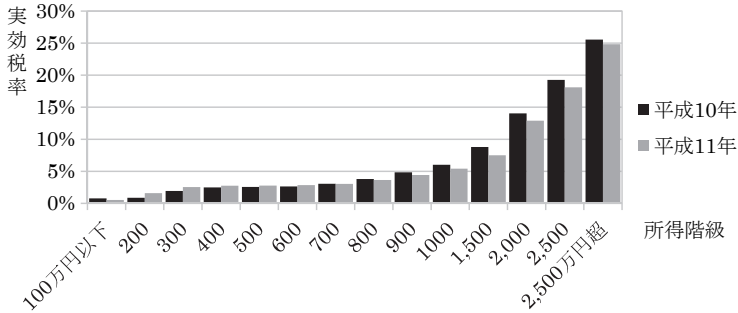
以上の分析から明らかになることは、税率構造のフラット化が再分配効果を低下させることは確かであるが、所得控除の増額は、税率構造の影響によって再分配効果を低下させる可能性があることである。さらに、配偶者控除や扶養控除は高所得者が低所得者よりも控除対象者が多く、増額することによってより再分配効果を低下させてしまう。それは、配偶者控除と扶養控除には、配偶者と扶養親族に対する所得制限は設定されているが、納税者本人に対する所得制限はない<sup>4)</sup>ためである。したがって、再分配効果を上昇させなければならないのであれば、平成19年のような実効税率となる場合には、高所得者から、低・中所得者への再分配効果を高めるだけでなく、高所得者層以下の階層間での再分配効果を高めることができるような税率構造に変更したり、配偶者控除・扶養控除に関していえば、配偶者・扶養親族に対する所得制限だけでなく、本人に対しての所得制限を設けたりすれば所得税による再分配機能が強化されるのではないだろうか。

図8 各年の所得階級別実効税率

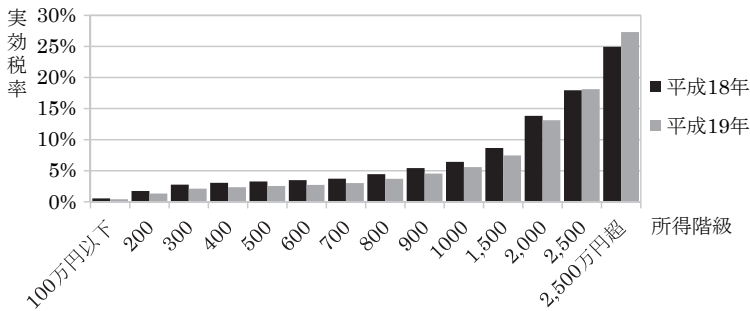


4) 配偶者控除を受けることができるのは、配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下であることで、扶養控除を受けることができるのは、扶養親族の年間の合計所得金額が38万円以下であることである。

(b)平成10年と平成11年



(c)平成18年と平成19年



#### 4. おわりに

政府税制調査会によって述べられた通り、各種所得控除の増額によって、課税最低限が引き上げられ、最高税率の引き下げ、低い税率におけるブラケット幅の拡大、税率構造の累進度が低下したことなどによって、所得税制による所得再分配効果は、平成4～11年は低下していた。そして、平成19年の税制改正によっても再分配効果が低下していた。

最後に本稿の課題を挙げておく。一つは、所得分布の変化による影響を除去した際に実効税率を用いたことである。実効税率を用いたことによって、例えば、一般扶養親族から特定扶養親族に代わっていたり、控除対象扶養親

族ではなくなっていたりした場合、元の控除対象となったままになっているので、その点を考慮できていない。

次に、特別減税についてである。特別減税は、あくまで臨時的な措置であり、恒常的な制度ではない。しかし、データの制約上、特別減税の影響を除去した再分配効果を計測することができなかった。したがって、特別減税を除去した恒常的な制度のみの再分配効果を計測する方が本来は望ましいだろう。

### 参考文献

- 石弘光（1976）『財政構造の安定効果—ビルトイン・スタビライザーの分析』勁草書房。
- （1979）『租税政策の効果 数量的接近』東洋経済新報社。
- 伊多波良雄（1984）「個人所得税による所得再分配効果の変動要因分析」『経済學論叢』同志社大学経済学会。
- 石川達哉（2004）「所得再分配効果から見た個人所得課税の推移—1984～2003年の標準世帯における年間収入階級別データに基づいて—」『ニッセイ基礎研所報』Vol.35、ニッセイ基礎研究所。
- 大垣秀人（2008）「所得税，所得割住民税の再分配効果」『第31回 日税研究賞 入選論文集』、日本税務研究センター。
- 大竹文雄・福重元嗣（1987）「税制改革案の所得再分配効果」『大阪大学経済学』Vol.37, No.3、大阪大学経済学部。
- 貝塚啓明・新飯田宏（1965）「税制の所得再分配効果」、館竜一郎・渡部経彦編『経済成長と財政金融』岩波書店。
- 貝塚啓明（2005）「税制改革・社会保障改革と所得再分配政策」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所。
- 金子宏（2008）『租税法』第13版、弘文堂。
- 鈴木守（1986）「所得課税を通じての再分配政策」『租税研究』441号、日本租税研究協会。
- 政府税制調査会（2007）「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」。
- 中村悦広（2005）「給与所得税の再分配効果—税率構造要因と控除要因の累進度の推計」『星陵台論集』第37巻第3号、兵庫県立大学大学院学園都市キャンパス研究会。
- 橋本恭之・上村敏之（1997）「税制改革の再分配効果—個票データによる村山税制改革の分析」『関西大学経済論集』第47巻第2号、関西大学経済学会。

- 林宏明（2000）「所得税改革の視点—再分配効果の分析—」『総合税制研究』No.8、納税協会連合会。
- 林宜嗣（1987）『現代財政の再分配構造』有斐閣。
- 深江敬志・望月正光・野村容康（2007）「わが国における所得課税の再分配効果—タイル尺度に基づく実証分析—」『証券経済研究』第 59 号、日本証券経済研究所。
- 松井吉三（1984）「戦後日本の税制の所得再分配効果」『愛知論叢』愛知大学大学院。
- 村上雅子（1967）「財政による所得再分配」、藤野正三郎・宇田川璋仁編『経済成長と財政金融政策』勁草書房。

#### 参考資料

- 『図説 日本の税制』財経詳報社。
- 『税務統計から見た民間給与の実態』国税庁。
- 『税制参考資料集』日本租税研究協会。